

勤勉手当における新たな加算制度について（案）

1. 概 要

次世代育成支援推進のため、育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員（以下、「応援職員」）に対して、勤勉手当の支給額を加算する。

また、年度内退職等についても、代替職員の配置がない所属においては、業務を代替する職員の負担を考慮し、勤勉手当の支給額を加算する。

2. 内 容

対 象 者	以下に該当する所属（以下、「対象所属」）において、代替職員の配置等がない期間について、所属長が応援職員として認める者 ・産前産後休暇・育児休業を取得している職員がいる ・年度内に退職した職員がいる ・その他、各種休業制度の取得等で上記に準じる職員がいる
算定期間	4月～3月の年1回
反映時期	算定期間の翌年度の6月期
加算金額	対象所属に、代替職員の配置等がない期間1月につき24,000円を付与。 所属長により、応援職員に1人1月あたり6,000円を上限に加算する。 ※配分は1,000円単位

3. 実施時期

令和7年度より（令和7年度の算定結果について、令和8年6月期の勤勉手当へ反映）